

# 面会制限の期間延長について

新型コロナウイルスの流行に伴い、全都道府県に対し、緊急事態宣言が発令されました。

足利市でも症例が発表されるなど、事態の終息には時間を要するものと思います。

両崖福祉会では、感染を未然に防ぎ、利用者様に安全にサービスをご利用して頂きたく、利用者様、ご家族様に下記の対応をお願いしたいと存じます。十分な感染予防には努めますが、万が一サービス期間中に利用者様や職員の感染の疑いが認められた際には、保健センターの指導に基づき、担当者や介護支援専門員よりサービスの休止や調整のご連絡をさせて頂く場合があることをご承知頂きますようよろしくお願い致します。

## 記

### ■面会制限の期間の延長について

令和2年3月16日（月）～令和2年4月30日（木）の制限期間を予定していましたが、**事態の終息時期が予測できない為、面会制限期間を無期延長とさせていただきます。**

※新型コロナウイルスの動向により、面会を再開できる状況と判断された場合に、**こちらから制限解除のご連絡をさせていただきます。**

### ■面会の制限について

原則として、期間中の面会は**全面的に禁止**とさせていただきます。

### ■特別な用件で面会が必要な場合について

※施設での看取り期間中など、限定的な場合のみとさせていただきます。面会時には下記の徹底をお願い致します。

- ①面会前に検温し、体温37.5℃未満であるなど体調に問題ないこと。
- ②緊急事態宣言の特別警戒都道府県への出入り（居住・通勤・通学など）がないこと。

※過去に発熱がある場合、解熱後24時間以上が経過しており、呼吸器症状が改善されていること。

- ③マスクの着用、手指の消毒をお願い致します。

令和2年4月吉日  
社会福祉法人 両崖福祉会  
理事長 細貝 文子